

茨城県産業廃棄物等実態調査業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、茨城県内における産業廃棄物の排出・処理及び事業系食品ロス発生量等の実態を把握するための標記調査事業について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）委託事業名 茨城県産業廃棄物等実態調査業務委託
- （2）委託事業の内容 別添「委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- （3）実施期間 契約締結の日から令和7年3月19日（水）まで

（委託事業の実施）

第2条 乙は、委託事業を実施するに当たっては、甲の定める仕様書に従って実施しなければならない。当該仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託事業の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託費）

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、茨城県財務規則138条第2項第3号の規定により免除する。

（権利、義務等の譲渡禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第54条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。

（再委託の制限）

第6条 乙は、委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（検査及び引き渡し）

第7条 乙は委託事業を完了したときは、遅滞なく、甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、当該成果品について補正を求められたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届出て再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用する。
- 4 乙は、検査又は再検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果品を甲に引き渡すものとする。

(委託費の支払い)

第8条 乙は、前条第4項の規定により検査又は再検査の合格の通知を受けた後に、甲に対して、委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により委託料の支払いの請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰する理由により前項の委託料の支払いが遅れた場合においては、甲に対して、遅延日数に応じ、委託料に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(部分使用)

第9条 甲は、第7条第4項の規定による引き渡し前においても、成果品の全部又は一部を、乙の書面による同意を得て使用することができる。

(瑕疵担保)

第10条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について隠れた瑕疵があった場合には、検査後5年間はこれを補正又は補償をしなければならない。

(実地調査等)

- 第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙の書類その他の記録及び委託事業の状況について、実地に調査できるものとする。
- 2 乙は、甲から委託事業の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(改善の指示等)

第12条 甲は、委託事業の実施について改善する必要を認めるときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(委託事業の中止等)

- 第13条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

(契約違反による解除)

第 14 条 甲は、乙がこの契約に違反したとき又は茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したときは、この契約を解除し、又は変更することができるものとする。

2 前項の規定による解除によって生じた損害については、甲は、その損害を賠償しないものとする。

(履行遅滞)

第 15 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、契約の履行が遅滞したときは、契約金額又は、未履行分に相当する金額につき、契約期間の翌日から起算してその経過日数に応じて、年 2.5 パーセントの割合で計算した額を遅延賠償金として甲に支払わなければならないものとする。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、委託事業を実施するに際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他不可抗力によるものと認められるときは、この限りではない。

(善良なる管理者の注意義務)

第 17 条 乙は、委託事業を実施する際には、この契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

(権利の帰属)

第 18 条 委託事業に関する成果品の所有権その他一切の権利は甲に帰属するものとする。

(第三者への成果提供の制限)

第 19 条 乙は、委託事業の成果の全部又は一部を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りではない。

(秘密の保持)

第 20 条 乙は、委託事業の実施により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第 21 条 乙は、委託事業を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 17 年茨城県条例第 1 号）第 7 条第 2 項及び第 8 条の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第 22 条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から 5 年間保存するものとする。

(疑義の処理)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

甲

茨城県知事 大井川 和彦

乙

特約事項

1 受託者の責務

委託事業を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うよう努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事業を処理するための個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに廃棄すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を処理するため収集、作成した個人情報は、委託事業を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。